

歯科材料の物理的・化学的評価の基本的考え方

1. 目的

本文書は、歯科用医療機器に必要な物理的・化学的評価項目及び試験方法を示し、平成十七年厚生労働省告示第百二十二号「薬事法第四十一条第三項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準」（以下「基本要件基準」という。）に対する歯科用医療機器の適合性の評価に関する基本的考え方を示すものである。

2. 適用範囲

本文書は、薬事法第2条第4項で定められた医療機器のうち、歯科で用いる材料（以下「歯科材料」という。）に適用する。

3. 定義

本文書で用いる用語の定義は、次による。

3.1 歯科材料

有資格者が歯科診療及びその関連処置、又はそのどちらかに用いるために、特別に調製・提供された物質若しくは物質の組合せをいう。

なお、アタッチメント、根管用ポスト、歯科矯正用器材、ダイヤモンドバー、技工用スチールバー等の有資格者が用いる成形品、義歯床安定用糊材、歯科用潤滑材等の一般人が用いる材料を含む。

3.2 原材料

歯科用医療機器の原材料、又は歯科用医療機器の製造工程（試験検査工程、滅菌工程を含む）中で用いられる原材料をいい、合成又は天然高分子化合物、金属、合金、セラミックス、その他の化学物質等をいう。

3.3 最終製品

その製品が使用される状態にある歯科材料をいう。ただし、滅菌品又は用時加工・調製される製品については、滅菌後のもの又は加工・調製後のものをいう。

備考 多くの歯科材料は、練和直後の状態で使用されるため、最終製品には練和直後及び硬化後の両方の状態のものが含まれる。

3.4 製品

用時加工・調製されて最終製品となる歯科材料で、加工・調製前の製品（例：歯科用セメントの粉と液）をいう。

3.5 医薬品含有材料

医薬品としての効能又は効果を有する成分を含む材料をいう。

ただし、次のいずれかに該当する材料を除く。

1) 最終製品でリスクを評価するとき、薬理作用又は生体への作用のない材料。

2) フッ素イオンを徐放する成分を含むが、フッ素イオンの溶出量について既存の管理医療機器に

属する材料（例えば、歯科合着用グラスポリアルケノエートセメント）と同一性があり、フッ素イオンによる効能又は効果を標榜しない材料。

3.6 吸収性材料

生体内で全体的に又は主に吸収されるように意図された材料をいう。

3.7 生物由来材料

動物又はヒトの細胞/組織/由来物を含む材料をいう。

3.8 キット

2つ以上の異なる一般的名称をもつ医療機器を組み合わせたものをいう。

3.9 関連材料及び関連器材

主たる医療機器とともに用いる関連する材料・器材をいう。

3.10 セット

主要構成品及び専用の関連構成品からなるもので、関連構成品についても、主要構成品の一般的名称を適用するものをいう。

4. 物理的・化学的評価の原則

- 1) 歯科材料の物理的・化学的評価は、JIS T 14971「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」に示されたリスク分析手法により実施されなければならない。歯科材料の物理的・化学的評価は、意図する使用／意図する目的の効用に関する物理的・化学的特性、臨床使用における物理的・化学的性能、力学的安全性に関する特性、及び生物学的安全性に影響する物理的・化学的特性等を明確にするために実施されなければならない。
- 2) 物理的・化学的評価は、本文書によって実施された試験結果、関連の最新の科学文献等を踏まえて、リスク・ベネフィットを考慮して、総合的に行う必要がある。
- 3) 物理的・化学的評価は、教育・訓練が十分になされ、経験豊富な専門家によって行われなければならない。
- 4) 以下の項目のうちのいずれかに該当する場合には、物理的・化学的評価を改めて行う必要があるが、試験の再実施、試験項目の追加の必要性については、十分に検討する。
 - ア) 原材料の供給元又は規格が変更された場合
 - イ) 原材料の種類又は配合量、製造工程、最終製品及び／又は製品の滅菌方法又は一次包装（滅菌包装）形態が変更された場合
 - ウ) 用時加工・調製方法が変更された場合
 - エ) 保存中、最終製品及び／又は製品に変化があった場合
 - オ) 最終製品及び／又は製品の使用目的に変更があった場合
 - カ) 不具合を起こすかも知れない知見が得られた場合

5. 評価項目及び試験方法の選定

5.1 一般的原則

1) 一部の歯科材料については、必要な特性・機能に関する物理的・化学的評価項目及び試験方法が、JIS で規定されている。したがって、JIS に規定されている歯科材料の評価項目及び試験方法は、原則として該当する JIS の品質項目による。ただし、基本要件基準への適合を示すために、当該 JIS で規定されていない評価項目が必要な場合もある。

なお、JIS には、品質項目に規定されていない特性に関する表示・記載に係わる項目もあり、それらも含める。

また、別途定められた基準がある場合には、その規定された評価項目も含める。

備考 昭和 60 年 3 月 30 日付け薬審第 294 号厚生省薬務局審査課長通知「歯科鋳造用ニッケルクロム合金（冠用）の製造（輸入）の承認申請について」で「歯科鋳造用ニッケルクロム合金基準（冠用）」が定められている。

2) JIS に規定されていない歯科材料の評価項目及び試験方法は、用途、機能、組成等が同等である歯科材料（以下「同等品」という。）の JIS 若しくは ISO 規格、又は既承認品の適切な「規格及び試験方法」若しくは「品目仕様」を参考にする。

なお、JIS の品質項目又は ISO 規格の要求事項に規定されていない特性に関する表示・記載に係わる項目に相当する事項については、材料に応じて考慮する必要がある。

3) 医薬品含有等の理由で高度管理医療機器のクラスⅢに分類される場合があるので、一般医療機器又は管理医療機器に該当するものであっても、高度管理医療機器に該当しない（3.5 参照）ことを証明するために、この基本的考え方で指定された項目以外の評価を必要とする場合がある。

例えば、フッ素を含む化合物を原材料又は成分とする歯科材料は、口腔内でフッ素イオンを溶出することがあるので、医薬品含有量としてフッ素イオンの溶出量を評価する必要がある。

4) 薬事法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（以下「認証基準」という。）又は製造販売承認審査に用いる基準（以下「承認基準」という。）に適合しない歯科材料について、上記で定めた評価項目又は試験方法を変更する場合には、その科学的妥当性を示さなければならない。

なお、承認基準は、既に技術基準が確立している範囲を対象として定められるため、上記で定めた評価項目及び試験方法の一部を採用せず、また、新たな評価項目及び試験方法を採用することがある。

5) 歯科材料の物理的・化学的評価項目は、表 1 に示した評価項目からなる。

なお、特有の原理・特性を有する歯科材料又は表 1 の評価項目では特性を表すことが困難な歯科材料には、表 1 以外の評価項目を適用する場合がある。表 1 以外の評価項目及びその試験方法は、専門家によって科学的根拠に基づいて選定され、かつ、適正に実施されなければならない。

備考 1. 評価項目は、歯科材料に適用される JIS の品質項目及び ISO 規格の要求事項を参考としたが、同等の品質項目又は要求事項をまとめて一つの評価項目とした。例えば、熱膨張率及び熱膨張係数は熱膨張とした。

2. 歯科材料から溶出するフッ素イオンは、エナメル質及び象牙質の耐酸性を向上させ

るので医薬品成分として見なされる。このため、表1ではフッ素イオンの溶出量をフッ素溶出としたが、医薬品含有量の一形態として扱った。

- 3) 滅菌医療機器について無菌試験、残留エチレンオキサイド試験などを行うことがあるが、これらの試験は、生物学的試験に属するため品質項目に含めなかった。
- 6) 医薬品含有材料については、医薬品を含有しない同等品の物理的・化学的評価に加えて、薬理作用又は生体への作用に係る他の評価を行い、その妥当性を示さなければならない。
なお、医薬品含有材料を表2に示した。
- 7) 吸收性材料及び生物由来材料は、非吸收性又は生物由来材料を含まない同等品の物理的・化学的評価を行えないことがあるので、基本要件基準への適合性を示すために必要な品質項目及び試験方法を定めて評価し、その妥当性を示さなければならない。
なお、吸收性材料及び生物由来材料を表2に示した。
- 8) 医療機器としての有効性に係る評価が確立されていない歯科材料の場合には、本ガイドラインにおいて物理的・化学的評価項目を定めることができないので、基本要件基準への適合性を示すために必要な品質項目及び試験方法を定めて評価し、その妥当性を示さなければならない。
なお、品質項目を定めることができない歯科材料を表3に示した。
- 9) 歯科材料のキット、セット、関連材料及び関連器材については、その構成品ごとにそれぞれの評価項目及び試験方法を適用する。
ただし、引用又は参照するJIS若しくはISO規格にシステムとしての評価項目が規定されている場合は、その評価項目及び試験方法を適用する。
なお、キット、セット、関連材料及び関連器材に属する品目を表4に示した。

備考 1. 構成品によっては、該当する一般的名称がなく、評価項目が規定されていないことがある。

2. 歯科用インプラントシステムについては、一部の構成品について評価項目を定めた。

- 10) 複数の使用目的を有する歯科材料については、各々の使用目的に応じた一般的名称の評価項目及び試験方法を適用する。

5.2 一般医療機器の評価項目

- 1) 一般医療機器の物理的・化学的評価項目は、別表1(1-1~1-4)に示した評価項目からなる。
なお、選択適用する評価項目については、採否の妥当性を示さなければならない。
また、フッ素を含む化合物を原材料若しくは成分とする歯科材料の場合は、フッ素イオンの溶出量を評価し、一般医療機器に属することを示す必要がある。
- 2) 別表1の品目の記載は、平成17年3月11日付け薬食発第0311005号医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件(告示)及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件(告示)の施行について」(以下「医療機器一般的名称通知」という。)の別添CD-ROMに記載された一般的名称を、用途等によって並び替えた順序とした。

5.3 管理医療機器の評価項目

- 1) 管理医療機器の物理的・化学的評価項目は、別表 2 (2-1~2-8) に示した評価項目からなる。
なお、選択適用する評価項目については、採否の妥当性を示さなければならない。
また、フッ素を含む化合物を原材料若しくは成分とする歯科材料の場合は、フッ素イオンの溶出量を評価し、管理医療機器に属することを示す必要がある。
- 2) 別表 2 の品目の記載は、「医療機器一般的名称通知」の別添 CD-ROM に記載された一般的名称を、用途等によって並び替えた順序とした。

5.4 高度管理医療機器の評価項目

- 1) 高度管理医療機器の物理的・化学的評価項目は、別表 3 (3-1~3-3) に示した評価項目からなる。
ただし、フッ素溶出は医薬品含有量として示した。
なお、選択適用する評価項目については、採否の妥当性を示さなければならない。
- 2) 医薬品含有材料は、別表 3 に示した評価項目及び表示項目に加えて、薬理作用又は生体への作用に係る他の評価を行う必要があり、その評価項目及び試験方法は、専門家によって科学的根拠に基づいて選定され、かつ、適正に実施されなければならない。
ただし、歯科材料から溶出するフッ素イオンが医薬品の成分として見なされる場合には、生体への作用に係る評価としてエナメル質及び象牙質の耐酸性を評価しなければならない。
- 3) 別表 3 に示した評価項目及び表示項目のみでは、基本要件基準への適合を示すことができない場合には、別の品質項目及び試験方法を定めて評価し、その妥当性を示さなければならない。
- 4) 吸收性材料及び生物由来材料は、非吸收性又は生物由来材料を含まない同等品の物理的・化学的評価のみでは歯科材料としての有効性を評価できないので、別表 3 に含めなかった。
- 5) 別表 3 の品目の記載は、「医療機器一般的名称通知」の別添 CD-ROM に記載された一般的名称を、用途等によって並び替えた順序とした。

6. 評価項目及び試験方法

6.1 評価項目

- 1) 別表 1、別表 2 及び別表 3 に示す評価項目は、医療機器の機能・特性を評価するために必要な品質項目と機能・特性に関連する表示項目からなる。
- 2) 評価項目の記載順序は、「歯科材料の物理的・化学的評価項目」(表 1) の分類の順序に従った。
- 3) 平成 23 年 7 月 29 日時点で有効な JIS 及び平成 23 年 2 月 28 日時点で有効な ISO 規格を引用又は参照した。

備考 JIS 及び ISO 規格は改正されることがあるので、最新版を調査して適用することが必要である。

- 4) 複数の JIS 又は ISO 規格が該当する場合には、最新の規格を引用した。例えば、歯科用りん酸亜鉛セメントには、JIS T 6609-1 歯科用ウォータベースセメントー第 1 部：粉液型酸一塩基性セメント を適用し、JIS T 6602 歯科用ウォータベースセメントー第 2 部：レジン添加型セメント は適用しなかった。

- 5) 当該品目に適用できる JIS がある場合には、原則として JIS の品質項目及び機能・特性に関する表示・記載に係る項目を評価項目とした。
- 6) 当該品目に適用できる JIS があるが、基本要件基準への適合性を示すために必要な品質項目が規定されていない場合には、JIS の品質項目及び機能・特性に関する表示・記載に係る項目に加えて、基本要件基準への適合性を示すために必要な評価項目を追加した。この場合、当該 JIS を参照規格とし、「引用規格名称」欄に JIS 番号を括弧書きで記載した。

備考 歯科鋳造用ニッケル・クロム合金では、JIS T 6123 固定式歯科修復物用非貴金属材料を参照するが、ニッケル溶出を適用する品質項目として追加した。

- 7) 当該品目に適用できる ISO 規格がある場合には、ISO 規格の要求事項を品質項目とし、機能・特性に関する表示・記載に係る項目を評価項目とした。なお、適用できる JIS がある場合は、5) により評価項目を選定した。
- 8) 当該品目の同等品又は類似品に JIS 又は ISO 規格がある場合には、その品質項目を参考として評価項目とした。この場合、当該 JIS 又は ISO 規格を参照規格とし、「引用規格名称」欄に JIS 又は ISO 規格番号を括弧書きで記載した。
- 9) 当該品目に適用又は参照する JIS 及び ISO 規格がない品目については、既承認の適切な「規格及び試験方法」又は「品目仕様」を参考として評価項目とした。
- 10) 複数の歯科材料を包括して規定する JIS 又は ISO 規格の場合には、一般的の名称毎に適用される品質項目を識別し、評価項目とした。

備考 例えば、歯科鋳造用銀合金の引張強さは、第 2 種では評価項目であるが、第 1 種では不要とした。

- 11) JIS 又は ISO 規格の中で材質により品質項目又は要求事項が指定されている場合には、材質毎に適用する評価項目を記載した。

備考 歯列矯正用アタッチメントでは、金属系、高分子系及びセラミックス系に分けて評価項目を記載した。

- 12) 適用する品質項目には“○”印を、材料特性等により選択適用する品質項目には“●”印を付して区別した。品質項目ではない表示項目については、適用する表示項目には“△”印を、材料特性等により選択適用する表示項目には“▲”印を付して区別した。また、別表の脚注で選択適用する基準を示した。

なお、材料特性等により選択適用する評価項目については、その採否の妥当性を示さなければならない。

備考 1. 例えば、歯科充填用コンポジットレジンの引用規格である JIS T 6514 歯科充てん(填)用コンポジットレジン 及びその対応国際規格である ISO 4049, Dentistry—Polymer-based filling, restorative and luting materials においては、化学重合するものには操作時間及び硬化時間の品質項目を適用するが、光重合のみで硬化するものには適用しないと規定している。

2. 例えば、歯列矯正用ワイヤの変態点は、超弾性合金だけに適用し、ステンレス鋼には適用しない。

3. 例えば、歯科メタルセラミック修復用貴金属材料の引用規格である JIS T 6118 歯科メタルセラミック修復用貴金属材料 及びその対応国際規格である ISO 9693, Metal-ceramic dental restorative systems においては、ヤング率を添付文書（取扱説明書）に記載する項目と規定している。
- 13) JIS 又は ISO 規格で規定される“一般的性質”については、その内容に従って、該当する評価項目とした。 例えば、JIS T 6505 歯科用アルギン酸塩印象材 の一般的性質は“粉末及びペーストは、目視で試験したとき、均一で異物を含んではならない。 また、製造業者が指定する方法で使用したとき、口くう（腔）内の印象探得及び歯科用模型作成に適するものでなければならない。”と規定されているので、外観及び使用性質の二つの評価項目とした。

- 14) 材質又は用途に応じて評価項目が指定されている歯科材料については、該当する材質又は使用目的に応じた評価項目とした。

また、複数の一般的名称に該当する使用目的を有する歯科材料については、各々の使用目的に応じた一般的名称の評価項目を適用する。

なお、評価項目の適用についての妥当性を示さなければならない。

- 備考 1. 例えば、“歯科インプラント用上部構造材”については、材質（金属系、セラミックス系及び高分子系）に応じて評価項目が指定されている。
2. 例えば、“歯科用多目的グラスポリアルケノエートセメント”については、用途（接着用、合着用、裏層・裏装用、修復用、支台築造用及び小窓裂溝封鎖用）に応じて評価項目が指定されている。

6.2 評価項目についての留意事項

- 1) 別表 1、別表 2 又は別表 3 で指定される評価項目のみでは、基本要件基準への適合を示すことができない場合もあるので、当該歯科材料の使用目的等を十分考慮して評価項目を検討する必要がある。
- 2) 構成品を特定できないキット、関連材料及び関連器材については、別表 1、別表 2 及び別表 3 から除外した。
- 3) 歯科材料のセット及びキットについては、各構成品目が該当する一般的名称の評価項目を適用する。
- 4) 関連材料及び関連器材については、歯科材料に該当する各構成品が該当する一般的名称の評価項目を適用する。

備考 構成品によっては、該当する一般的名称がなく、評価項目が規定されていないことがある。

6.3 試験方法

- 1) 当該品目に引用又は参照する JIS 若しくは ISO 規格に品質項目及び試験方法が規定されている場合は、規定されている試験方法を用いる。
- 2) 当該品目に引用又は参照する JIS 若しくは ISO 規格に品質項目は規定されているが、その試験方法が規定されていない場合は、同等品の JIS 又は ISO 規格の試験方法等を参考とし、試験方

法を採用する科学的妥当性を示さなければならない。

- 3) 当該品目に引用又は参照する JIS 若しくは ISO 規格がない場合には、同等品又は類似品の JIS 又は ISO 規格の試験方法等又は既承認の適切な「規格及び試験方法」若しくは「品目仕様」を参考とし、試験方法を採用する科学的妥当性を示さなければならない。
- 4) 表示項目は引用又は参照する JIS 若しくは ISO 規格に試験方法が規定されていないので、同等品の JIS 又は ISO 規格の試験方法等を参考とし、試験方法を採用する科学的妥当性を示さなければならない。

7. 試験試料

- 1) 当該品目に適用できる JIS がある場合には、原則として当該規格で規定されている試験試料を用いる。
- 2) 当該品目に適用できる ISO 規格がある場合には、原則として当該規格で規定されている試験試料を用いる。
- 3) 当該品目の同等品に JIS 又は ISO 規格がある場合には、当該規格で規定されている試験試料を参考とすることができますが、その採用についての科学的妥当性を示さなければならない。
- 4) JIS 又は ISO 規格に規定されていない試験試料を用いる場合には、次による。
 - ア) 歯科材料の物理的・化学的試験は、最終製品で行うことが原則であるが、歯科用アタッチメント等の成形品では最終製品で行えないこともある。試験試料としては、その他に最終製品から切り出した試験試料、製品及び原材料がある。どの試験試料を用いて試験するかについては最終製品の物理的・化学的評価ができるか、また、選択した試験方法に適合するかを検討し、その選択について科学的妥当性を示さなければならない。
 - イ) 製造過程、用時加工・調製において材料が物理的・化学的に変化する場合には、最終製品、最終製品から切り出した試料、あるいは、同じ条件で作成した模擬試験試料を用いて試験を行う必要がある。一方、製造過程、用時加工・調製において材料が物理的・化学的に変化しない場合には、製品、原材料を試験試料として試験を行うことで差し支えない。最終製品の状態で試験試料とするのが困難な場合（アタッチメント材料等のような小さな成形品）には、最終製品と物理的・化学的特性が同等であることの科学的妥当性を説明できる材料を試験試料とすることができる。
 - ウ) 試験試料の作製方法は、製造販売業者の指定する方法又は同等な方法による。
 - エ) ひ素溶出の試験は、最終製品の代わりに原材料又は製品を用いてもよいが、製造工程などを考慮して最終製品としての評価が必要である。

8. 評価項目及び試験方法の概要

歯科材料の物理的・化学的評価項目について、適用範囲及び試験方法の概要を附属書に記載した。

9. 参照する ISO 規格

平成 23 年 2 月 28 日時点で有効な歯科材料に関する ISO 規格の中で、本ガイドラインで参照する ISO 規格及び引用する JIS の対応規格を対象とした。

- 備考 1. ISO 規格は改正されることがあるので、最新版を調査して適用することが必要である。
2. 多くの ISO 規格は JIS として発行されているが、ISO 規格が改正されても JIS が改正されるまでの間は、両者の内容が異なることがある。
 3. 歯科材料に適用する ISO 規格の制定・改正については専門委員会 (TC 106, Dentistry) が担当するが、インプラント材料については専門委員会 (TC 150, Implant for surgery) が、生物学的安全性評価については専門委員会 (TC 194, Biological evaluation of medical devices) が担当する ISO 規格も適用される。

9.1 評価項目

平成 23 年 2 月 28 日時点で有効な ISO 規格に規定されている要求事項及び特性に関する表示・記載に係わる項目を評価項目の一覧表として別表 4 に示す。

- 1) 評価項目の記載は、該当する範囲のみとし、その記載順序については、「歯科材料の物理的・化学的評価項目」(表 1) の分類の順序に従った。
- 2) ISO 規格の要求事項と該当する JIS の品質項目の名称が異なる場合には、JIS の品質項目の名称を採用した。
- 3) ISO 規格の要求事項のうち、同等の要求事項をまとめて一つの評価項目とした。例えば、熱膨張率及び熱膨張係数は熱膨張とした。
- 4) ISO 規格の中で材質等により品質項目又は要求事項が指定されている場合には、材質等毎に適用する評価項目を記載した。

備考 例えば、ISO 24234, Dentistry—Mercury and alloys for dental amalgam では、合金、水銀及びアマルガムに分けて評価項目を記載した。

- 5) ISO 規格で規定される“一般的性質”については、その内容に従って、該当する評価項目とした。
- 6) ISO 規格の要求事項のうち、規格値等が規定されている評価項目で適用するものには“○”印を、同評価項目中で選択適用を規定しているものには“●”印を、規格値等が規定されていない評価項目の中で適用するものには“□”印を、同評価項目の中で選択適用するものには“■”印を付して区別した。例えば、“●”印については、ISO 4049, Dentistry—Polymer-based filling, restorative and luting materials では、化学重合するものには操作時間及び硬化時間の品質項目を適用するが、光重合のみで硬化するものには適用しないと規定している。“□”印については、ISO 8891, Dental casting alloys with noble metal content of at least 25% but less than 75% の変色、耐食性及び電気化学的挙動が該当する。
- 7) ISO 規格で規定されている特性に関する表示・記載に係わる項目のうち、要求事項に規定されていないものの中で、適用するものには“△”印を、選択適用するものには“▲”印をして区別した。例えば、“△”印については、ISO 9693, Metal-ceramic dental restorative systems のヤング率が該当する。“▲”印については、ISO 10477, Dentistry—Polymer-based crown and

bridge materials の操作時間及び硬化時間が該当する。

9.2 試験方法

試験方法が ISO 規格に規定されている場合には、その方法を用いる。ISO 規格に試験方法が規定されていない場合には、同等品の JIS 又は ISO 規格の試験方法等を参考にする。

表 1 歯科材料の物理的・化学的評価項目

A 外観・性状評価		6 変態点温度		J 安定性評価	
1 外観		7 最高温度		1 変色	
2 異物		8 溶解温度		2 耐食性	
3 色調		9 注入温度		3 電気化学的挙動	
4 透光性				4 色調安定性	
5 不透明度				5 吸水	
6 気泡		F 強さ評価		6 溶解	
7 仕上面及び光沢		1 引張強さ		7 退色・変形・き裂	
8 粒度		2 耐力		8 热衝撃性	
9 均一性		3 伸び		9 崩壊率	
10 保持孔		4 圧縮強さ		10 環境光安定性	
11 内部欠陥		5 曲げ		11 分解性	
12 表面粗さ		6 曲げ応力		12 貯蔵時の溶着	
13 刃の数		7 曲げ強さ		13 疲労	
14 気孔率・気孔径		8 曲げ弾性率		14 材質安定性	
15 粒子形状・粒子サイズ		9 ヤング率		15 溶解性	
16 焼結体ネック部の結合径		10 弹性率			
		11 バネ強さ			
		12 吸引力		K 定量評価	
B 形状評価		13 引裂き強さ		1 化学組成	
1 寸法		14 硬さ		2 医薬品含有量	
2 寸法安定性		15 接着強さ		3 ベリリウム含有量	
3 色による表示		16 粘着強さ		4 可塑剤含有量	
4 処理膜の厚さ		17 結合性		5 ニッケル含有量	
C ちよう(稠)度・流動性評価		18 はく離・クラック発生強さ		6 カドミウム含有量	
1 押出し性		19 はく離強さ		7 鉛含有量	
2 可塑性		20 ぜい(脆)弱性		8 過酸化水素濃度	
3 ちよう(稠)度		21 衝撃強さ			
4 被膜厚さ		22 針入深さ・針入深さ比		L 溶出評価	
5 フロー		23 けい部強さ		1 ひ素溶出	
6 粘度		24 破折強度		2 鉛溶出	
7 流動性		25 き裂・はく離		3 ニッケル溶出	
D 時間・硬化特性評価		26 破断性		4 残留メタクリル酸メチル(MMA) モノマー	
1 練和時間		27 最大応力拡大係数		5 水溶性たん白質	
2 操作時間		28 全破壊仕事		6 フッ素溶出	
3 硬化時間		29 破壊じん(韌)性			
4 口こう内保持時間		30 伸び力		M 使用性能評価	
5 乾燥時間		G ひずみ評価		1 細線再現性	
6 光硬化深度		1 永久ひずみ		2 印象	
E 温度評価		2 弹性ひずみ		3 石こうとの適合性	
1 グル化温度		3 クリープ		4 埋没材との適合性	
2 液相点		H 寸法変化評価		5 洗浄性	
3 固相点		1 寸法変化		6 はく離性	
4 押出し温度		2 熱膨張		7 耐はく離性	
5 ガラス転移温度		3 硬化膨張		8 使用性質	
		4 収縮		9 偏心	
				10 切れ味	

- 11 鋳造性
- 12 残留物
- 13 着色材の性質
- 14 焼却残さ
- 15 練和泥の性状
- 16 形状成形性

N 光学・電磁特性評価

- 1 放射能量
- 2 X線造影性
- 3 磁性分布
- 4 漏れ磁束密度

P その他の評価

- 1 注入
- 2 密度
- 3 質量
- 4 pH
- 5 象牙細管封鎖性
- 6 エナメル質脱灰性
- 7 軸特性
- 8 水密性
- 9 同定・結晶化度

表2 医薬品含有材料、吸収性材料及び生物由来材料

	コード	一般的の名称
医薬品含有材料	70709000	医薬品含有歯科用歯面清掃補助材
	38785000	歯科用漂白材
	16710003	医薬品含有歯科用りん酸亜鉛セメント
	16705003	医薬品含有歯科用ポリカルボキシレートセメント
	70839003	医薬品含有歯科合着用グラスポリアルケノエートセメント
	70841003	医薬品含有歯科合着用グラスポリアルケノエート系レジンセメント
	70854003	医薬品含有歯科充填用グラスポリアルケノエート系レジンセメント
	70848003	医薬品含有歯科充填用グラスポリアルケノエートセメント
	70849013	医薬品含有歯科支台建築用グラスポリアルケノエートセメント
	70849023	医薬品含有歯科支台建築用グラスポリアルケノエート系レジンセメント
	70850003	医薬品含有歯科裏層用グラスポリアルケノエートセメント
	70851013	医薬品含有歯科小窓裂溝封鎖用グラスポリアルケノエート系セメント
	70851023	医薬品含有歯科小窓裂溝封鎖用グラスポリアルケノエート系レジンセメント
	70879000	医薬品含有歯科用多目的グラスポリアルケノエートセメント
	16709003	医薬品含有歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント
	70838003	医薬品含有歯科用酸化亜鉛非ユージノールセメント
	70836003	医薬品含有歯科接着用レジンセメント
	70837003	医薬品含有歯科用コンポジットレジンセメント
	70847003	医薬品含有歯科充填用コンポジットレジン
	70853003	医薬品含有歯科用充填材料キット
	70855003	医薬品含有歯科間接修復用コンポジットレジン
	70864003	医薬品含有歯科間接修復用コンポジットレジンキット
	70865003	医薬品含有歯科用支台建築材料キット
	70862000	医薬品含有歯面処理材
	42483003	医薬品含有歯科用象牙質接着材
	70866003	医薬品含有歯科用象牙質接着材キット
	70920003	医薬品含有歯科用接着材料キット
	31780003	医薬品含有高分子系歯科小窓裂溝封鎖材
	70861003	医薬品含有歯面コーティング材
	16182000	水酸化カルシウム系窓洞裏装材
	70863003	医薬品含有歯科裏層用高分子系材料
	70852000	医薬品含有歯科用覆髓材料
	70870003	医薬品含有歯科用高分子系仮封材料
	70871003	医薬品含有歯科用仮封材
	70872000	医薬品含有歯科用歯周保護材料
	31750003	医薬品含有高分子系プラケット接着材及び歯面調整材
	70913000	医薬品含有歯科用知覚過敏抑制材料
	70928003	医薬品含有歯科根管切削補助材
	70874000	医薬品含有歯科用根管充填シーラ
	70876000	水酸化カルシウム系歯科根管充填材料
	70877000	ヨードホルム系歯科根管充填材料
	35861003	医薬品含有歯肉圧排糸
	70884000	医薬品含有歯肉圧排材料
	70905000	医薬品含有歯面研磨材
	38783000	歯科用う蝕除去液
吸収性材料	70437204	吸収性骨再生用材料
	34006004	吸収性歯科用骨再建インプラント材
	70437304	歯科用コラーゲン使用骨再生材料
	70436004	吸収性歯周組織再生用材料
生物由来材料	70439000	ブタ歯胚組織使用歯周組織再生用材料

表3 品質項目を定めることができない歯科材料

医療機器の区分	コード	一般的名称
一般医療機器	70907000	歯科用研磨器材
	70908000	歯科用研削器材
	70735000	短期的使用歯科矯正用粘膜保護材
	70736000	歯科用口唇筋力固定装置
	36311000	歯科用咬合スプリント
	70914000	歯科咬合スプリント用材料
	70928001	歯科根管切削補助材
	70881000	歯科適合試験用材料
	70835000	歯科咬合診断用材料
	70883000	歯科咬合探得用材料
	44575000	歯科用スペーサ
	70882000	歯肉圧排材料
	31836010	歯科汎用ワックス
	70899000	歯科高温模型用補助材
	38625000	歯科用高分子鉤成形品
	70912000	歯科用金属鉤成形品
	35768000	歯科予防治療用ブラシ
	33208000	マッサージピック
管理医療機器	70708000	歯科用歯面清掃補助材
	16388009	義歯床安定用糊材
	70933000	歯科用潤滑材
	70761000	歯科用メッキ装置キット
高度管理医療機器	42352000	歯科用骨膜下インプラント材
	42349000	歯科用粘膜下埋植型インプラント材
	42350000	歯科用粘膜内インプラント材
	42354000	歯科用経歯肉インプラント材
	42353000	歯科用経根管及び経歯根インプラント材
	70437103	非吸収性骨再生用材料
	70437204	吸収性骨再生用材料
	34006009	歯科用骨再建インプラント材
	34006003	非吸収性歯科用骨再建インプラント材
	34006004	吸収性歯科用骨再建インプラント材
	70437304	歯科用コラーゲン使用骨再生材料
	70439000	ブタ歯胚組織使用歯周組織再生用材料
	70436003	非吸収性歯周組織再生用材料
	70436004	吸収性歯周組織再生用材料
	70709000	医薬品含有歯科用歯面清掃補助材
	38785000	歯科用漂白材
	70928003	医薬品含有歯科根管切削補助材
	70884000	医薬品含有歯肉圧排材料
	38783000	歯科用う蝕除去液

表4 キット、関連材料及び関連器材

医療機器の区分	コード	一般的名称
一般医療機器	70906000	歯科技工用研削・研磨器材キット
	70887000	歯科印象探得用器材
	16352000	歯肉圧排キット
	70927000	歯科用口腔内清掃キット
	11155020	歯科用ラバーダム防湿キット
	70757000	歯科インプラント技工用器材
管理医療機器	70729000	歯科矯正用材料キット
	11171000	義歯補修キット
	70827000	義歯床用レジン関連材料
	70829000	義歯床用裏装材キット
	70916020	歯科汎用アクリル系レジンキット
	70806010	歯科用セラミックスキット
	70812000	歯冠用硬質レジン関連器材
	70813000	歯冠用硬質レジンキット
	70818000	歯冠修復物補修用キット
	70820000	歯科用インレー キット
	70842000	歯科用セメントキット
	35876000	歯科充填修復用コンポジットレジン材キット
	70853002	歯科用充填材料キット
	35877000	歯科用セラミック補修キット
	70864002	歯科間接修復用コンポジットレジンキット
	70865002	歯科用支台築造材料キット
	70866002	歯科用象牙質接着材キット
	70920012	歯科用接着材料キット
	70869000	歯科用仮封材料キット
	70922000	歯科金属接着用キット
高度管理医療機器	44406000	歯科用救急キット
	70886000	歯科用印象材キット
	70924000	歯科根管ポスト成形品キット
	70909000	歯科用インプラントシステム
	70853003	医薬品含有歯科用充填材料キット
	70864003	医薬品含有歯科間接修復用コンポジットレジンキット
	70865003	医薬品含有歯科用支台築造材料キット
	70866003	医薬品含有歯科用象牙質接着材キット
	70920003	医薬品含有歯科用接着材料キット

別表 1-1 一般医療機器に属する歯科材料の評価項目 (研削・切削・研磨材料)

○: 適用する品質項目。 △: 品質項目ではない表示項目。
 ●: 適用する品質項目。 ▲: 適用する品質項目。

コード	一般的名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	外観	粒度	表面粗さ	刃の数	寸法	色による表示	耐力	耐食性	硬さ	曲げ強さ	軸特性り	使用性質	偏心	切れ味
16658000	歯科用カーバイドバー	T 5201	歯科用バー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16659000	歯科用スチールバー	T 5505-1	歯科用回転器具—ダイヤモンド研削器具 —第1部：ポイントー寸法、要求事項、 表示及び包装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16670000	歯科用ダイヤモンドバー	T 5505-2	歯科用回転器具—ダイヤモンド研削器具 —第2部：ディスク	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70684000	歯科用プラスチックバー			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35807000	歯科用アプレシブディスク						△		○	○	○	○	○	○	○	○	○
31835000	歯科用アプレシブポイント								○	○	○	○	○	○	○	○	○
16184000	歯磨カッブ						○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
70903000	歯科用ゴム製研磨材						○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35702000	歯科研削用ストリップ						○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70904000	歯面研磨材	T 5506-1	歯科用回転器具—カッター第1部：技工 用スチール研削器具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70743000	歯科技工用スチール切削器具	T 5506-2	歯科用回転器具—カッター第2部：技工 用カーバイド切削器具														
70744000	歯科技工用カーバイド切削器具	T 5506-3	歯科用回転器具—カッター第3部：技工 用カーバイド切削器具—ミリング装置用 歯科用回転器具—カッター第4部：技工 用カーバイド切削器具—ミニチュア														
70901000	歯科技工用アプレシブ研削器具	T 5210	歯科用回転器具—技工用アプレシブ研 削器具														
70902000	歯科技工用ダイヤモンド研削材						○	○	○	● ³⁾		○	○	○	○	○	○

1) 金属製のものは JIS T 5504-1、プラスチック製のものは JIS T 5504-2 による。

2) 軸のあるものに適用する。

3) バーに適用する。

別表 1-2 一般医療機器に属する歯科材料の評価項目 (ワックス等)

○: 適用する品質項目。 △: 品質項目ではない表示項目。
 ●: 選択適用する品質項目。 ▲: 選択適用する表示項目。

コード	一般的名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名称(参照規格番号)	外観	色調	寸法	硬化時間	フロイ	光硬化深度	伸び	熱膨張	破折強度	貯蔵時の溶着	着色材の性質	残留物	焼却残さ
161890400	歯科用キャスティングワックス	T 6503	歯科インレー鋳造用ワックス							● ¹⁾				○軟化性、破折・変形		○
708930000	歯科用ペラフィンワックス	T 6502	歯科用ペラフィンワックス		○	○		○					○	○軟化時・トリミング時の性質	○	○
708940000	歯科鋳造用シートワックス				○	○	○	○			○			○火炎溶融時の外観		○
708950000	歯科用ステッキワックス															
708960000	歯科用ユーティリティーワックス													○付着性		○
348808000	歯科用ベースプレート	T 6510	歯科用ベースプレート							○	○			●付着性 ²⁾		○
180830000	歯科用咬合堤							○	○	○				○軟化時・トリミング時の性質		○
385840000	歯科用咬合堤ワックスプレート							○	○	○				○火炎溶融時の外観		○
386020000	歯科用咬合堤ワックス							○	○	○				○軟化時・トリミング時の性質	○	○
														○火炎溶融時の外観		
31836020	歯科用ワックス成形品							○	○	○						○
31836030	歯科用パターン成形品							○	○	● ⁴⁾						○
708330000	歯科用パターンレンジン							○		● ⁵⁾						○
709150000	歯科技工用リテンションピーズ							○	○							○

- 1) 直接法で用いるものに適用する。
- 2) 仮着又は付着に用いるものに適用する。
- 3) 積層して貯蔵するものに適用する。
- 4) 加温時に変形するものに適用する。
- 5) 硬化時間は化学重合型のものに、光硬化深度は光重合型のものに適用する。

別表 1-3 一般医療機器に属する歯科材料の評価項目 (印象材料、石こう・埋没材)

○: 適用する品質項目。
●: 過去適用する品質項目。

△: 品質項目ではない表示項目。
▲: 選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	外観	色調	フロー	流動性	操作時間	硬化時間	ゲル化温度	溶解温度	注入温度	曲げ強さ	引裂き強さ	硬さ	き裂・はく離	弹性ひずみ	寸法変化	硬化膨張	熱膨張	細線再現性	印像	石こうとの適合性	埋没材との適合性	使用性質		
				34800000	34807000	70832000	70890000	70891000	70897010	70897020	70898000	34811000	70900010	70900020	70900030	34800000	34807000	70832000	70890000	70891000	70900010	70900020	70900030	34800000	34807000	70832000	70890000
34800000	歯科印象用石こう			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34807000	歯科印象用ワックス			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70832000	歯科印象トレー用レジン	常温重合型 熱可塑性		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70890000	歯科模型用寒天印象材		(ISO 14356:2003)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
70891000	歯科模型用ゴム質弹性印象材料		(ISO 14356:2003)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70897010	歯科用焼石こう	T 6604	歯科用焼石こう(青)	○	● ²⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70897020	歯科用硬質石こう	T 6605	歯科用硬質石こう(青)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70898000	歯科用高温模型材			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34811000	歯科用樹脂系模型材			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70900010	歯科鋳造用石こう系埋没材	T 6601	歯科鋳造用石こう(青) 系埋没材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70900020	歯科高温鋳造用埋没材	T 6603	歯科鋳造用りん酸塩系 埋没材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70900030	歯科ろう付用埋没材		(ISO 11244:1998)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 1) 接触する模型材の種類に応じて適用する。
2) 引用規格のJISに規定する選択基準による。

別表 1-4 一般医療機器に属する歯科材料の評価項目 (その他の材料)

○: 適用する品質項目。 △: 品質項目ではない表示項目。
 ●: 選択適用する品質項目。 ▲: 選択適用する表示項目。

コード	一般的な名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	使用性質							水溶性 鑄造性
				外観	色調	表面粗さ	寸法	固相点	引張強さ	伸び	
70800000	歯科用易溶合金	T 6110	歯科用易溶合金				○		○	○(割れ)-	○
70918000	歯科技工用セラミックス表面処理材料			○	● ¹⁾			○		○(塗布性)	
35861001	歯肉圧排糸			○		○		○			
70892000	歯科技工用光学印象採取補助材料			○						○(塗布性(均一に塗布できること))	
70923000	歯科用分離材			○						○(塗布性)	
70925000	歯科用マーカ			○	○					○(塗布性)	
11155010	歯科用ラバーダム			○							
70911000	歯科用手袋	ラテックス(天然／合成) ビニル	T 9113 T 9114	使い捨て歯科用ゴム手袋 使い捨て歯科用ビニル手袋	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	● ²⁾	○ ○

- 1) 表面を粗面化するものに適用する。
 2) 引用規格のJISに規定する選択基準による。

別表2-1 管理医療機器に属する歯科材料の評価項目 (矯正用器材、アッセメント)

○: 適用する品質項目。 △: 品質項目ではない表示項目。
 ●: 選択適用する品質項目。 ▲: 選択適用する表示項目。

コード	一般的の名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	X 線造形性																							
				外観	寸法	耐力	引張強さ	変態点温度	引張強さ	曲げ強さ	ヤング率	弾性率	バネ強さ	吸引力	硬さ	永久ひずみ	耐食性	電気化学的挙動	溶解	吸水	化学組成	ニシケル溶出	鉛含有量	カドミウム含有量	ニシケル含有量	ペリリウム含有量	ジンガム含有量
40468000	歯列矯正用鋼弓			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾ ○嵌合性	
16204000	歯列矯正用ワイヤ	T 6330	歯列矯正用ワイヤ (ISO 27020:2010)	○	● ³⁾	● ⁴⁾	● ⁴⁾	○	● ⁴⁾	○	● ⁴⁾	○	● ⁴⁾	○	● ³⁾	○	● ¹⁾	● ²⁾									
31759000	歯列矯正用チューブ	金属系 高分子系		○											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31797000	歯列矯正用スプリング			○					○					○	○	● ¹⁾	● ¹⁾										● ²⁾
37601000	歯列矯正用磁石			○					○					○	○	● ¹⁾	● ¹⁾									● ²⁾	
38734000	歯列矯正用帶環			○										○	○	● ¹⁾	● ¹⁾									● ²⁾	
38741000	歯列矯正用口シク	金属系 高分子系		○	○									○	○	● ¹⁾	● ¹⁾									● ²⁾	
41059000	歯列矯正用アッセメント	金属系 高分子系 セラミック系	(ISO 27020:2010)	○					● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	● ¹⁾					○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	● ²⁾ ○嵌合性 ⁸⁾	
41068000	歯列矯正用クリップ			○					○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	
41397000	歯列矯正用弧線			○					● ³⁾	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○成形性	
70730000	歯科矯正用レジン材料					● ⁹⁾																					
38733000	歯列矯正用エラスチック器材			○					○	○	○ ¹⁰⁾	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○		
70731000	歯科矯正装置用弾性材料	金属系 高分子系							● ⁹⁾								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○成形性	
41677000	歯列矯正用接着材	金属系 高分子系							○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	● ¹⁾					● ²⁾			
33592000	歯列矯正用歯牙維持装置								○								○	○	○	○	○	○	○	○	○		
70732000	歯列矯正用咬合誘導装置								○								○	○	○	○	○	○	○	○	○		

コード	一般的名称	引用規格 (IS)番号	引用規格名稱 (参照規格番号)	使用性質																						
				外観	寸法	固相点	変態点温度	引張強さ	耐力	伸び	曲げ強さ	曲げ弾性率	ヤング率	吸引力	耐食性	永久ひずみ	溶解	分解性	吸水	ニッケル溶出	鉛含有量	カドミウム含有量	ベリリウム含有量	ニオジム含有量	化學組成	又線造影性
70757000	歯科用リップ バンパ	金属系 高分子系			○								○	● ¹⁾						● ²⁾						
70758000	歯科矯正用長期粘膜保護 材				○								○	○	○	○	○	○	○							
38576000	歯科用精密ボールアッタ メント				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾						○嵌合性	
38577000	歯科用精密バーアッタ メント				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾						○嵌合性	
38580000	歯科用精密スライドアッタ メント				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾						○嵌合性	
38578000	歯科用精密磁性アッタ メント				○											○	○	○	● ³⁾						○嵌合性	
38663000	歯科用精密弾性アッタ メント				○											● ³⁾										
70929000	歯科用長期的使用咬合ス プリント向け材料							● ⁹⁾								○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁰⁾ 成形性 ¹¹⁾	
70930000	歯科用長期的使用咬合ス プリント							○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○嵌合性
70819000	歯科インプラ ント用上部構 造材	金属系 セラミック系 高分子系	(ISO 10451:2010) (ISO 10451:2010) (ISO 10451:2010)	○ ○ ¹²⁾ ○ ○ ¹²⁾ ○ ○ ¹²⁾	● ¹³⁾ ○ ¹⁴⁾ ○ ○ ¹⁴⁾ ○ ○ ¹⁴⁾			○	○	○	○	○	○	● ¹⁵⁾	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		

1) 金属材料に適用する。ただし、JIS T 6103 又は相当する公的規格に規定されるステンレス鋼を除く。

2) ニッケル、ベリリウム、カドミウム又は鉛を含むものに適用する。

3) 荷重を除く過程で線形弾性挙動を示さないもの(超弾性金属材料)に適用する。

4) 荷重を除く過程で線形弾性挙動を示すものに適用する。

5) 鑄造法で作製されたニッケルを含むものに適用する。

6) ベネの機能をもつものに適用する。

7) 磁石の機能をもつものに適用する。

8) 嵌合して用いるものに適用する。

9) 形状のあるものに適用する。

10) 水中劣化の前と後で評価する。

11) 金属材料に適用する。

12) 熱可塑性材料に適用する。

13) 鑄接して用いる金属材料に適用する。

14) 引張強さ及び耐力について、少なくともいすれかで評価する。

15) X線造影性を表示するものに適用する。

別表 2-2 管理医療機器に属する歯科材料の評価項目 (歯科用金属材料)

○: 適用する品質項目。 △: 品質項目ではない表示項目。

●: 選択適用する品質項目。 ▲: 選択適用する表示項目。

コード	一般的な名称	引用規格(JIS)番号 (参照規格番号)	使用性質										注入密度	質量						
			寸法	硬化時間	液相点	固相点	引張強さ	耐力	伸び	曲げ	圧縮強さ	耐食性	変色	熱膨張	寸法変化	クリープ	はく離強さ	ベリリウム含有量	ニッケル含有量	ひ素溶出
70763000	歯科用金地金				○												○			
70764000	歯科用銀地金				○												○			
70765000	歯科用白金地金				○												○			
70766000	歯科用パラジウム地金				○												○			
70762000	歯科用貴金属箔				○												○			
11159000	歯科用直接金充填材				○												○	○	○	○
70767000	歯科铸造用金合金	T 6116	歯科铸造用金合金														○			
70769000	歯科铸造用14カラット金合金	T 6113	歯科铸造用14カラット金合金	○													○			
70780000	歯科铸造用14カラット金合金属向けプラスメタル	T 6114	歯科铸造用14カラット金合金用プラスメタル	○													○	○	○	△ ²⁾
70768000	歯科铸造用低カラット金合金	T 6122	貴金属含有量が25%以上75%未満の歯科铸造用合金	○													○			○
70781000	歯科铸造用金合金向けプラスメタル ³⁾	T 6126	歯科铸造用金合金用プラスメタル	○													● ⁴⁾	○	△ ²⁾	
70770000	歯科メタルセラミック修復用貴金属材料	T 6118	歯科メタルセラミック修復用貴金属材料	○													○	○	○	△
70774000	歯科铸造用金銀ペラジウム合金	T 6106	歯科铸造用金銀ペラジウム合金	○													○	○	○	▲ ²⁾
70777000	歯科铸造用銀合金第1種	T 6108	歯科铸造用銀合金	○													○	○	○	
70778000	歯科铸造用銀合金第2種	T 6108	歯科铸造用銀合金	○													○	○	○	
70783000	歯科铸造用ニッケル冠用	(別記1)	○														○	○	○	○

コード	一般的の名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	質量																								
				寸法	硬化時間	液相点	固相点	耐力	引張強さ	伸び	曲げ	ヤング率	硬度	変色	熱膨張	寸法変化	クリップ	はく離強さ	生強さ	離・クラック発	ヒ素溶出	ジアル含有量	ペリリウム含有量	化学組成	耐食性	注入	密度	
	ケル・クロム合金 その他		(JIS T 6123:2005)	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△ △			○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
70788000	歯科铸造用コバルト・クロム合金	T 6115	歯科铸造用コバルト金 ム合金	○		△ △	● ●	○																				
70794000	歯科铸造用チタン合金	T 6123	固定式歯科修復物 用非貴金属材料	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△ △																		
70798000	歯科铸造用合金			○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○																		
70796000	歯科メタルセラミック修 復用金属材料	T 6121	歯科メタルセラミック修 復用金属材料	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△	○			○ ○												△		
70771000	歯科非鍛造用金合金	T 6124	歯科非鍛造用金合 金	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△																		
70772000	歯科非鍛造用低カドミ ト金合金	T 6125	歯科非鍛造用低カド ミト金合金	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△																		
70775000	歯科非鍛造用金銀パラジ ウム合金	T 6105	歯科非鍛造用金銀 パラジウム合金	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△	● ●	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	▲ 2)			
70786000	歯科非鍛造用ニッケル・ク ロム合金		歯科非鍛造用ニッケル・ク ロム合金	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
70790000	歯科非鍛造用コバルト・ク ロム合金		歯科非鍛造用コバルト・ク ロム合金	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	● 3)		
70795000	歯科非鍛造用チタン合金		歯科非鍛造用チタン合金	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
70797000	歯科非鍛造用合金		歯科非鍛造用合金	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
70784000	歯科用ニッケル・クロム合 金	T 6101	歯科用ニッケル ロム合金	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
70785000	歯科用ニッケル・クロム合 金板	T 6102	歯科用ニッケル ロム合金板	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
70789000	歯科用ユバールト・クロム合 金板	T 6104	歯科用ユバールト ロム合金板	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
70792000	歯科用ステンレス鋼線	T 6103	歯科用ステンレス 鋼線	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△			
70793000	歯科用ステンレス合金			○		● ●	● ●	● ●	● ●	○ ○															● 3)	○ ○		
70773000	歯科用金ろう	T 6117	歯科用金ろう	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	▲ 3)		
70776000	歯科用金銀パラジウム合 金ろう	T 6107	歯科用金銀パラジ ウム合金ろう	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	▲ 3)		

コード	一般的名称	引用規格(JIS)番号 (参照規格番号)	外観	寸法	硬化時間	液相点	固相点	引張強さ	耐力	伸び	圧縮強さ	曲げ	ヤング率	硬さ	生はく離・クラック発	はく離強さ	クリープ	寸法変化	熱膨張	変色	耐食性	化學組成	ベリリウム含有量	ニッケル含有量	ひ素溶出	鉛溶出	ニッケル溶出	注入密度	注入性質	質量		
70779000	歯科用銀ろう	T 6111	歯科用銀ろう	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ ²⁾			
70782000	歯科用銀ペラジウム合金ろう			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
70787000	歯科用ニッケル・クロム系合金ろう			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
70791000	歯科用コバルト・クロム系合金ろう			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
70795000	歯科用合金ろう			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
38779000	歯科用ろう付材料			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
34836000	歯科アルガム用合金	T 6127	歯科用水銀及びアマルガム用合金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
35767000	歯科用水銀	T 6127	歯科用水銀及びアマルガム用合金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
38762000	歯科用ガリウム充填材							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

別記1：歯科鋳造用ニッケルクロム合金基準（冠用）（昭和60年3月30日付け薦審第294号薦務局審査課長通知「歯科鋳造用ニッケルクロム合金（冠用）の製造（輸入）の承認申請について」）

- 1) 引張強さ及び耐力について、少なくともいいずれかで評価する。
- 2) ニッケル含有量が0.1%を超える場合に適用する。
- 3) 歯科鋳造用合金として評価する。
- 4) JIS T 6126の歯科鋳造用合金に適用する。
- 5) ニッケルを含むものに適用する。
- 6) 銀を含むものに適用する。
- 7) 成形品以外のもの（例えば、板、線、線、バー）に適用する。
- 8) JIS T 6103又は相当する公的規格に規定されるステンレス鋼を除く。

別表 2-3 管理医療機器に属する歯科材料の評価項目 (義歯床用材料)

○: 適用する品質項目。 △: 品質項目ではない表示項目。
 ●: 選択適用する品質項目。 ▲: 選択適用する表示項目。

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名稱 (参照規格番号)	使用性質													
				外観	色調	透光性	気泡	仕上面及び光沢	可塑性	ちよう(稠)度	操作時間	硬化時間	光硬化深度	最高温度	溶解	吸水	残留MMAモノマー
70824000	義歯床用アクリル系レジン	T 6501	義歯床用アクリル系レジン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70825000	義歯床用熱可塑性レジン			○	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾				● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	○	○	○	
70828000	暫間義歯床用レジン			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾ ○成形性	
17609000	義歯床用硬質裏装材	T 6521	義歯床用硬質裏装材	○	○	○	○	○	● ³⁾	△ ⁴⁾	○	○	○	○	○	○	○
70831000	義歯床補修用レジン			○	○	● ⁵⁾	● ⁵⁾	○	● ⁵⁾	○	○	○	○	○	○	● ²⁾ ○成形性	
34769000	義歯床用短期弾性裏装材	T 6519	義歯床用短期弾性裏装材		○	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	
34770000	義歯床用長期弾性裏装材	T 6520	義歯床用長期弾性裏装材		● ³⁾	△ ⁴⁾	△ ⁴⁾		△	△	○	○	○	○	○	○	
17610000	義歯床用軟質裏装材			○							○	○	○	○	○	○	
70830000	義歯床用軟性レジン			○							○	○	○	○	○	○	
70826000	歯科レジン系補綴物表面滑沢硬化材			○							○	○	○	○	○	○	
70834000	義歯床用接着材料			○							○	○	○	○	○	○	
70916010	歯科汎用アクリル系レジン			○	○	○	○	○	● ⁶⁾	● ⁶⁾	○	○	○	○	○	○	

1) 義歯床用熱可塑性レジン: 義歯床の製作に用いるものに適用する。

2) メタクリル酸メチルモノマーを含むものに適用する。

3) 粉末、液又はペースト状のものに適用する。

4) 化学重合型のものに適用する。

5) 義歯床の改床又は補修に用いるものに適用する。

6) 光重合型のものに適用する。

別表 2-4 管理医療機器に属する歯科材料の評価項目 (歯冠材料)

△：品質項目ではない表示項目。
○：適用する品質項目。

コード	一般的名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名稱 (参照規格番 号)	使用性質																							
				放射能 焼却残さ	環境光安定性	熱衝撃性	退色・変形・き裂	溶解	吸水	耐食性	色調安定性	耐熱性	熱膨張	衝撃強さ	はく離・クラック発生強さ	接着性	硬度	曲げ強さ	ガラス転移温度	光硬化深度	硬化時間	操作時間	寸法安定性	寸法	保持孔	均一性	仕上面及び光沢
70811010	アクリル系歯冠用レジン	T 6518	アクリル系歯冠用レジン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ^⑥	○成形性	
70811020	歯冠用硬質レジン	T 6517	歯冠用硬質レジン	● ^⑦	○成形性																						
70811030	歯冠用熱可塑性レジン			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70821000	歯科切削加工用レジン材料			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70814000	高分子系歯冠用着色材料			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 1) ランを配合するものに適用する。
 2) 保持孔を有するものに適用する。
 3) 金屬製以外のものに適用する。
 4) 金屬製のものに適用する。
 5) 化学重合型のものに適用する。
 6) 光重合型のものに適用する。
 7) オペークレジンには適用しない。
 8) 接着性を表示するものに適用する。

別表2-5 管理医療機器に属する歯科材料の評価項目 (接着充填材料)

○: 適用する品質項目。
 △: 品質項目ではない表示項目。
 ●: 選択適用する品質項目。

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	外観	色調	不透明度	仕上面及び光沢	被膜厚さ	練和時間	硬化時間	光硬化深度	圧縮強さ	曲げ強さ	接着強さ	吸水	溶解	崩壊率	ひ素溶出	鉛溶出	使用性質	X線透適性	pH	象牙細管封鎖性	エナメル質脱灰性
16710002	歯科用りん酸亜鉛セメント	T 6609-1	薬科用ワーターべースセメント-塩基性セメント	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
16708000	歯科用けいん酸セメント	T 6609-1	薬科用ワーターべースセメント-塩基性セメント	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
16705002	歯科用ボリカルボキシレートセメント	T 6609-1	薬科用ワーターべースセメント-塩基性セメント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
70839002	歯科合着用グラスボーリルケノエートセメント	T 6609-1	薬科用ワーターべースセメント-塩基性セメント	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
70848002	歯科充填用グラスボーリルケノエートセメント	T 6609-1	薬科用ワーターべースセメント-塩基性セメント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
70849012	歯科支台鍛造用グラスボリアルケノエートセメント	T 6609-1	薬科用ワーターべースセメント-塩基性セメント	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
70850002	歯科裏胃用グラスボーリルケノエートセメント	T 6609-1	薬科用ワーターべースセメント-塩基性セメント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
70851012	歯科小窓裂離封鎖用グラスボーリアルケノエート系セメント	T 6609-1	薬科用ワーターべースセメント-塩基性セメント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
70878000	接着			○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
	合着			○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
	薬科用多目的グラスボリアルケノエートセメント		(JIS T 6609-1:1995)	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
	裏胃・裏装修復			○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
	支台築造			○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			
	小窓製溝封鎖			○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾			

コード	一般的名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格 (参照規格番号)	外観	色調	仕上面及び光沢	被膜厚さ	粘度	練和時間	操作時間	乾燥時間	光硬化深度	圧縮強さ	接着強さ	溶解	吸水	耐候性	X線透射性	pH	参考細管封鎖性	エナメル質脱灰性		
70841002	歯科合着用グラスボリアルケノエート系レジンセメント	T 6609-2	歯科用ウォーターベースセメントト第2部：レジン添加型セメント	○	○	○	○	○	● ²⁾	● ³⁾	○	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	
70880000	歯科用暫間修復向けグラスボリアルケノエート系レジンセメント	(JIS T 6609-2:2005)	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	● ³⁾	○	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	
70854002	歯科充填用グラスボリアルケノエート系レジンセメント	T 6609-2	歯科用ウォーターベースセメントト第2部：レジン添加型セメント	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	● ³⁾	○	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	
70849022	歯科支台縫造用グラスボリアルケノエート系レジンセメント	T 6609-2	歯科用ウォーターベースセメントト第2部：レジン添加型セメント	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	● ³⁾	○	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	
70851022	歯科小窓溝封鎖用グラスボリアルケノエート系レジンセメント	T 6609-2	歯科用ウォーターベースセメントト第2部：レジン添加型セメント	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	● ³⁾	○	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	
16709002	歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント	T 6610	歯科用酸化亜鉛ユージノールセメントセメント	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	● ⁵⁾	○	○	○	○	○	○	○	● ⁵⁾	○
70838002	歯科用酸化亜鉛非ユージノールセメント	T 6610	歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント及び酸化亜鉛非ユージノールセメント	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	● ⁵⁾	○	○	○	○	○	○	○	● ⁵⁾	○
16703000	歯科用エトキシ安息香酸セメント			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
38776000	歯科用硫酸亜鉛セメント			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70840000	歯科用アルミニン酸セメント			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70843000	歯科用シアノアクリレート系セメント			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34784000	歯科用けい酸塩セメント	T 6609-1	歯科用ウォーターベースセメントト第1部：粉液型酸塩基性セメント	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70836002	歯科接着用レジンセメント	T 6611	歯科用レジンセメント	○	○	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○
70837002	歯科用コンポジットレジンセメント	T 6611	歯科用レジンセメント	○	○	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○
70836000	歯科充填用アクリル系レジン			○	○	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○

コード	一般的の名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	主な特性														
				不透明度	仕上面及び光沢	被膜厚さ	粘度	練和時間	操作時間	硬化時間	乾燥時間	光硬化深度	圧縮強さ	曲げ強さ	硬さ	溶解	吸水	耐候性
70847002	歯科充填用コンポジットレジン	T 6514	歯科充てん(填)用コンポジットレジン	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	○	○	○	○	● ⁷	● ¹⁾	-	-
70857000	歯科充填用色調調整材	-	-	○ ○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	● ¹⁾	● ¹⁾	-
38789000	歯科用支台鍛造材料	T 6523	歯科用高分子系支台鍛造材料	-	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	○	-	○	○	● ⁷	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾
70855002	歯科間接修復用コンポジットレジン	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	○	-	○	○	-	● ¹⁾	● ¹⁾	-
36153000	歯科用エッチング材	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	● ¹⁰⁾	-	-	-	○	○	○
70859000	歯面処理材	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	● ¹⁰⁾	-	-	-	○	○	● ¹⁾
34782000	歯科高分子系接着材	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
42483002	歯科用象牙質接着材	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
70921000	歯科金属用接着材料	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
70815000	歯科セラミックス用接着材料	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
70816000	歯科レジン用接着材料	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
70920022	歯科工具用接着材料	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
70846000	歯科動滑歯固定用接着材料	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
31750002	高分子系接着材	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
31780002	高分子系歯科小窓裂縫封鎖材	T 6524	高分子系歯科小窓裂縫封鎖材	-	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
70860000	歯科用シーリング・コートイング材	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	● ¹⁴⁾
70861002	歯面コーティング材	-	-	○	● ⁴⁾	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
34771000	歯科表面滑次硬化材	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	○	○	○
35698000	歯科用キャビティーパーニッシュ	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○
70863002	歯科裏層用高分子系材料	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	● ¹⁵⁾	● ¹⁵⁾	● ¹⁵⁾
38770000	歯科用優強材料	-	-	○	-	-	-	-	● ⁶	● ⁷	● ⁷	○	-	-	-	● ¹⁷⁾	● ¹⁷⁾	● ¹⁷⁾

コード	一般的名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	使用性質																	
				外観	色調	不透明度	仕上面及び光沢	被膜厚さ	練和時間	操作時間	硬化時間	乾燥時間	光硬化深度	圧縮強さ	曲げ強さ	吸水	溶解	環境光安定性	ひ素放出	鉛溶出	象牙細管封鎖性
70919000	歯科用色調遮蔽材料				○	○ ○				● ¹⁰⁾	○ ○		○	○	○						
70926000	歯科用知覚過敏抑制材料				○					● ¹¹⁾				○	○	○					

- 1) X線造影性を表示するものに適用する。
 2) 引用規格の JIS に規定するタイプ1のものに適用する。
 3) 引用規格の JIS に規定するタイプ2のものに適用する。
 4) 色調を表示するものに適用する。
 5) 引用規格の JIS に規定する選択基準による。
 6) 化学重合型のものに適用する。
 7) 光重合型のものに適用する。
 8) 色調安定性がよいと表示するものに適用する。
 9) 塗布して用いるものに適用する。
 10) 接着のために用いるものに適用する。
 11) 酸性又はアルカリ性を示すものに適用する。
 12) 高分子系材料に適用する。
 13) 黏性をもつものに適用する。
 14) 象牙細管を封鎖するものに適用する。
 15) ガラスボリアルケノエート系レジンセメントには適用しない。
 16) 酸化亜鉛を含むものに適用する。
 17) 硬化するものに適用する。

別表 2-6 管理医療機器に属する歯科材料の評価項目 (仮封材料・根管充填用材料)

○: 適用する品質項目。

△: 品質項目ではない表示項目。

▲: 選択適用する品質項目。

●: 選択適用する品質項目。

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	使用性質														
				外観	色調	寸法	色による表示	押し出し性	ちよう(稠)度	被膜厚さ	操作時間	硬化時間	光硬化深度	寸法変化	ひ素溶出	崩壊率	曲げ強さ	せい(脆)弱性
70867000	歯科用テンボラリーストッピング	T 6507	歯科用テンボラリーストッピング							○					○	○	○	○
70868000	歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント及び酸化亜鉛非ユージノールセメント	T 6610								△	△	○	○		○			
70870002	歯科用高分子系仮封材料				○	● ¹⁾				● ²⁾	● ³⁾	● ⁴⁾	● ⁵⁾			○	○	○
70871002	歯科用仮封材					○	● ¹⁾								● ⁶⁾	○	○	○
31872000	歯科用根管充填ガッタバーチャボイント	T 6515	歯科用根管充てん(塗) ポインント											○			○	○
34791000	歯科用根管充填ボイント	T 6515	歯科用根管充てん(塗) ポインント											● ⁶⁾			● ⁷⁾	● ⁸⁾
70873000	歯科用根管充填固状材料									○		● ⁷⁾					● ⁸⁾	○
36095000	歯科用根管充填シーラ	T 6522	歯科用根管充てん(塗) シーラ	○						○	○	○	○		○	○	○	○
70875000	根管充填材用軟化材									○								○

1) 色調を表示するものに適用する。

2) 化学重合型のものに適用する。

3) 光重合型のものに適用する。

4) 曲げによつて被断しないものを除き適用する。

5) X線造影性を表示するものに適用する。

6) 引用規格の JIS に規定する選択基準による。

7) シリンジで充填するものに適用する。

8) 酸化亜鉛を含むものに適用する。

別表 2-7 管理医療機器に属する歯科材料の評価項目 (印象材料)

○: 適用する品質項目。 △: 品質項目ではない表示項目。
 ●: 選択適用する品質項目。 ▲: 選択適用する表示項目。

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS) 番号	引用規格名称 (参照規格番号)	使用性質														
				外観	均一性	押し出し性	ちよう(稠)度	操作時間	硬化時間	ゲル化温度	口こう内保持時間	引裂き強さ	曲げ強さ	圧縮強さ	弾性ひずみ	水吸ひずみ	細線再現性	印象
35363000	歯科用アルギン酸塩印象材	T 6505	歯科用アルギン酸塩 印象材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35364000	歯科用ボリエーテル印象材	T 6513	歯科用ゴム質弹性印 象材	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35365000	歯科用ボリサルファイド印 象材	T 6513	歯科用ゴム質弹性印 象材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35366000	歯科用シリコーン印象材	T 6513	歯科用ゴム質弹性印 象材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35362000	歯科用寒天印象材	T 6512	歯科用寒天印象材	○	● ¹⁾	● ¹⁾	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34799000	歯科用インプレッシ ョンコンパウンド	T 6504	歯科用インプレッシ ョンコンパウンド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70885000	歯科用酸化亜鉛ユージノ ール系印象材			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70889000	歯科用レジン系印象材			● ²⁾	● ²⁾	● ³⁾	● ³⁾	● ⁴⁾	● ⁴⁾	● ⁵⁾	● ⁵⁾	● ⁶⁾	● ⁶⁾	● ⁷⁾	● ⁷⁾	○	○	
70888000	歯科用光学印像探得補助 材料			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1) 引用規格の JIS に規定する選択基準による。

2) 流動性のあるものに適用する。

3) 硬化するものに適用する。

4) 曲げにより破断するものに適用する。

5) 精密印像に適用するものに適用する。

6) 均一に塗布できること

別表2-8 管理医療機器に属する歯科材料の評価項目 (その他の材料)

○:適用する品質項目。 △:品質項目ではない表示項目。
 ●:選択適用する品質項目。 ▲:選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	外観	色調	均一性	寸法	ちよう(稠)度	被膜厚さ	硬化時間	引張強さ	耐力	曲げ強さ	接着強さ	粘着強さ	耐食性	溶解	崩壊率	ひ素溶出	ニッケル溶出	はく離性	洗浄性	使用性質	pH
35573000	歯科用歯周保護材料			○																			○付着性(保持性)	
70917010	歯科技工用金属表面処理材料			○																			○	
70917020	歯科技工用色調改善向け金属表面処理材料				○ ⁵⁾	○ ⁶⁾	○ ⁵⁾																○塗布性	
70838000	歯科接着・充填材料用表面硬化保護材			○																				
70817000	歯牙固定用補強材			○													○						○除去性	
70844000	歯科用色調試験材料			○	○																		○除去性	
70845000	歯科用色調適合確認材料			○	○												○							
35836300	歯科用保持ピン						○											○ ⁹⁾	● ¹⁰⁾				● ⁸⁾	
38609000	歯科根管用ポスト成形品						○		○									● ⁹⁾	● ¹⁰⁾				● ⁸⁾	
70931000	歯科用長期的使用高分子鉤成形品						○		○								○		○				○	
70932000	歯科用長期的使用金属鉤成形品						○		○								○		● ⁹⁾				● ¹¹⁾	
16388010	粘着型義歯床安定用糊材		T 6525-1	義歯床安定用こ(糊)材 -第1部:粘着型義 歯床安定用こ(糊)材																			○	
16388020	密着型義歯床安定用糊材		T 6525-2	義歯床安定用こ(糊)材 -第2部:密着型義 歯床安定用こ(糊)材																			○	

- 1) 硬化するものに適用する。
 2) 酸化亜鉛エージノール系以外の材料に適用する。
 3) 乾燥して用いるものに適用する。
 4) 酸化亜鉛を含むものに適用する。
 5) 製品及び糊成後に適用する。
 6) 糊成後に適用する。
 7) 乾燥して用いるものに適用する。
 8) 金属製のものに適用する。ただし、JIS T 6103 又は相当する公的規格に規定されるステンレス鋼を除く。
 9) 金属製のものに適用する。
 10) 金属製以外のものに適用する。
 11) ニッケルを含むものに適用する。